

平成22年度 国土交通省 建設業電子商取引導入支援事業 ～募集のお知らせ～

厳しい経営環境におかれている建設産業の経営の効率化を図るため、意欲的にC I - N E Tの導入を検討している総合工事業者、専門工事業者等の工事請負会社及び建設産業団体等複数の企業・団体により構成される企業グループを対象とし、**導入に必要な手続き・設備、導入の費用対効果等についての検討**を行うにあたり、各企業グループに対して技術者を派遣し、**電子商取引導入のための支援・助言**を行う「建設業電子商取引導入支援事業」を実施します。

対象事業者

C I - N E Tの導入を検討している総合工事業者、専門工事業者等の工事請負会社及び建設産業団体等複数の企業・団体により構成される企業グループ（以下、協議会）を対象とします。協議会は必ず複数（4社以上）の建設企業等から構成される必要があります（単独の建設企業の応募は対象になりません）。



支援内容

- ・協議会に合った適切なC I - N E T導入方式の検討支援
- ・C I - N E T体験環境を用いたC I - N E T導入費用及び効果の検討支援
- ・C I - N E Tにおけるトータルメリットの検討支援
- ・C I - N E T導入の際の費用負担計画の策定支援
- ・その他C I - N E T等I C T導入についての課題の整理と可能性の検討

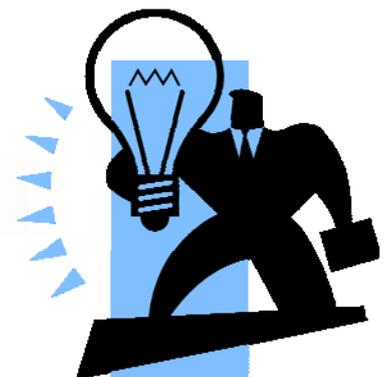
募集期間

平成22年8月10日（火）～平成22年9月10日（金）
※郵送にて必要書類を提出。9月10日までに必着のこと。

募集詳細

募集にあたっての詳細情報や応募先は、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000040.html



協議会について

協議会の構成員は、次に掲げるものとします。

協議会（※1）

- 総合工事業者（複数可）
- 3社以上の専門工事業者等の工事請負取引先
- △ 建設産業団体（※2）
- △ その他資材調達等の取引先

記号の意味

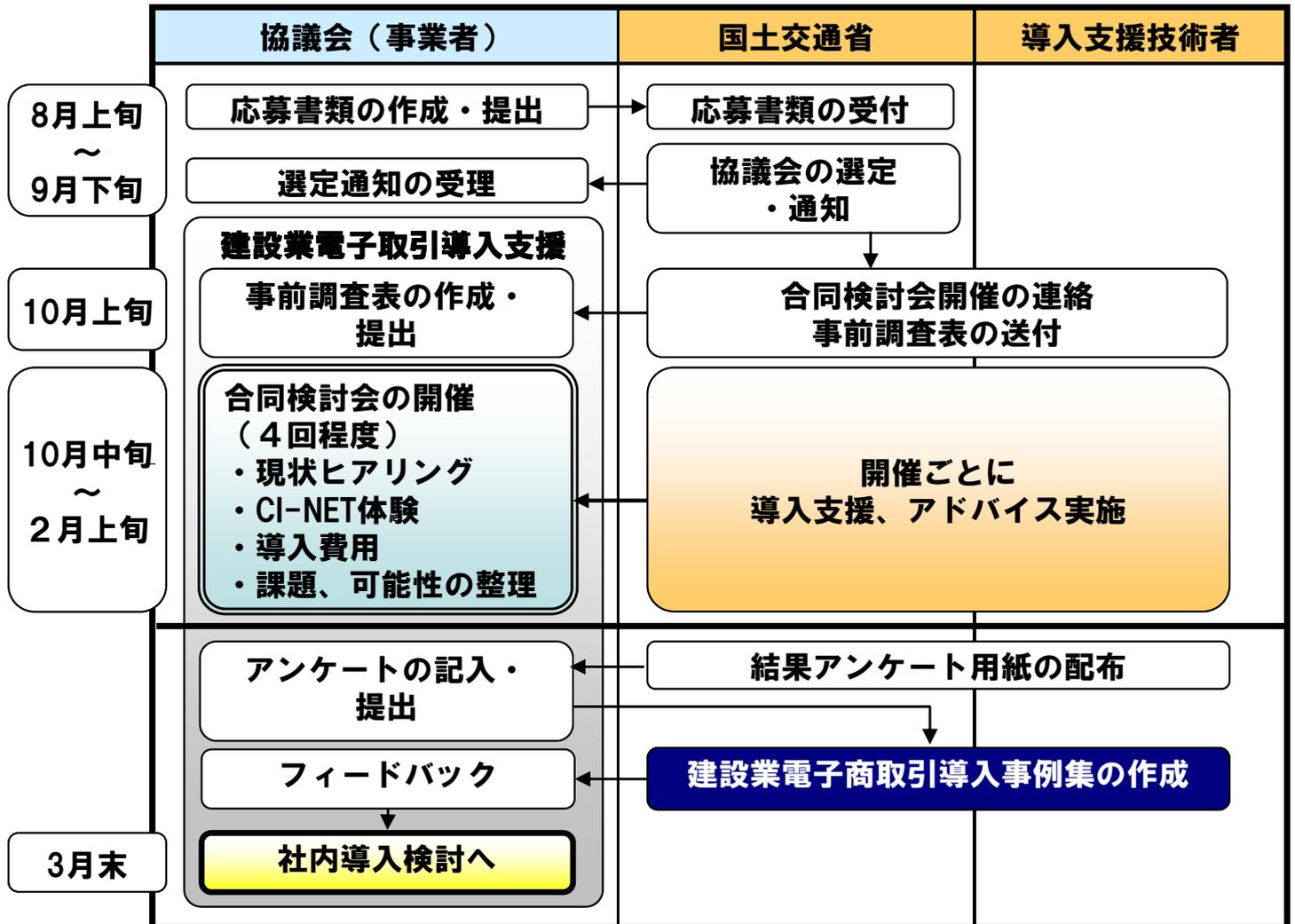
- 必須の構成員です。
- △ 任意の構成員です。

（※1）本事業は、個別の建設企業を利用することを目的としていたものではありません。したがって、必ず複数（4社以上）の建設企業等で協議会を構成し、全ての構成員から参画の同意が得られている必要があります。

（※2）ここでいう建設産業団体とは、

- ① 建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に対して届出を行っている団体
- ② ①の届出団体の会員としての団体又は支部組織
- ③ その他、法律に基づき設立された団体であって、主たる構成員が建設業の事業を営む者であるもの（当該団体に主たる構成員が建設業の事業を営む者である特別の組織を有するものを含む。）のいずれかに該当するもので、例えば以下のよう団体を指します。
 - ・ 都道府県の建設産業団体（支部組織を含む。）
 - ・ 専門工事業者団体
 - ・ 事業協同組合（主たる組合員が建設業の事業を営む者であるものに限る。） 等

事業の流れ



お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設市場整備課
 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館
 TEL:03-5253-8111 内線:24-816